

学校法人北海道星槎学園 監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、私立学校法及び学校法人北海道星槎学園（以下、「この法人」という。）寄附行為に基づき、適正な監事監査を遂行するために必要な事項を定める。

(監事の職務)

第2条 監事は、寄附行為第28条に基づき、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(監事監査の対象)

第3条 監事監査の対象は、前条に基づき次の各号のとおりとする。

- (1) この法人の業務の状況
 - (2) この法人の財産の状況
 - (3) この法人の理事の職務執行の状況
- 2 前項第1号の監査対象には、教学関係の業務執行状況等を含む。

(調査権限等)

第4条 監事は、寄附行為第28条に基づき、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告し

なければならない。

（理事の行為の差止め）

第5条 監事は、寄附行為第31条に基づき、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（情報の共有及び管理）

第6条 監事は、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めるものとする。

2 監事は、職務の遂行上入手した文書、書類、その他情報を適切に管理するものとする。

（監事監査の執行体制の確保）

第7条 監事は、監査の実行性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めるものとする。

2 前項の体制確保のため、監事は次に掲げる体制の整備について、理事長に要請することができる。

（1）理事が職務執行の状況を監事に報告するための体制

（2）監事監査を支援する補助職員の体制

（3）監事の職務執行に要する費用の請求に関する事項

（監事の基本的姿勢）

第8条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べる。

2 監事は、必要があると認めたときは、この法人の経営に関する重要な会議、事務管理関係及び教学関係の会議や委員会等に出席し、職務執行の状況等を確認する。

3 監事は、意見表明を行うため、必要な監査の証拠を入手し、十分な心証を得るまで監査を実施する。

4 監事は、効率的・効果的な監査を行うために、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行う。

5 監事は、会計監査人から理事の職務執行に関して不正の行為、または、法令・寄附行為・諸規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事長に助言・勧告等の必要な措置を講ずる。

6 監事は、内部監査機関と緊密な連携を保ち、監査上の必要性に従い報告を求め、また、補助者として特定事項の調査を依頼することができる。

7 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の経営方針を確認するとともに、この法人が対処すべき課題、この法人を取り巻くリスク等について意見交換し、理事長との相互理解を深めるように努める。

8 監事は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果等を監査調書等として作成・保管する。

（監査計画の策定）

第9条 監事は、監査リスクを識別し、一監査上の重要性・適時性その他の必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定するとともに、監事の常勤の有無、補助する要員や費用予算等の監査資源を総合的に勘案し、監査計画を作成するものとする。

2 監事は、組織的、かつ、一効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務の状況又は理事の職務執行の状況の監査)

第10条 監事は、この法人の業務が、法令もしくは寄附行為・規程等に従い適正かつ有効的及び効率的に運用されているかどうかを検証するものとする。

2 監事は、この法人の運営方針が建学の精神・理念及び社会の要請に沿って中長期的な視点から決定され、理事の職務執行を含むこの法人の業務がこれに基づいて適正に執行されていることを検証する。

3 監事は、以下の事項について確認するため、業務の状況又は理事の職務執行の状況監査を実施する。

(1) 理事会決議その他における理事の意思決定が適切であり、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること。

(2) 理事長及び職務執行する理事が、その職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告し、理事会がその監督義務を適切に履行していること。

(3) 理事長及び職務執行する理事が、業務の内部統制体制を適切に構築し運用していること。

(4) この法人の中期計画及び事業計画が、この法人の運営方針及び設置学校の教育方針に沿って適切に策定されていること。

(5) 教学にかかわる業務がこの法人の運営方針及び設置学校の教育方針に沿って適切に行われていること。

(財産の状況の監査)

第11条 監事は、この法人の会計が学校法人会計基準により行われ、又、予算統制に基づき執行されているかどうかを検証するとともに、予算管理も含めた資金収支・事業活動収支の適正性を検証する。

2 監事は、学校法人の保有する財産の維持管理・運用状況の適正性、妥当性を確認するとともに、年度末における資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性を検討し、会計事実と最終結果である計算書類等の照応関係を検証する。

(監査報告書の作成及び提出)

第12条 監事は、この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の職務執行の状況についての意見を表明するため、毎会計年度、正確かつ分かりやすく監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、「監査の対象」、「実施した監査の概要」を記載し、「監査の結果」につき、意見を表明するものとする。

(監事監査状況の報告)

第13条 監事は、必要に応じて当該年度の監査の実施状況、重点監査項目に関する監査の結果及び特別に実施した調査等の経過及び結果を理事会に報告し、必要があるときは、助言・勧告を行うものとする。

2 監事は、必要に応じて当該年度の監査の実施状況及びその結果を評議員会に報告するものとする。

(監査報酬等)

第14条 監事には、職務の執行のための対価及び必要な費用として、別に定める基準により、報酬等を支給するものとする。

(事務の所管)

第15条 この規程に関する事務は、IR監査室で行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、監事の意見を聴き、理事長が行う。

附 則

- 1 この基準は、令和3年10月18日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。